

【別紙様式1】 国庫納付に関する条件「有」 その他

ここに○をするだけのもの

4 承認条件としての納付金 (  有  無 )

・→無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→ ( ②ア ②イ ②ウ ②エ )

2 地方公共団体以外の者 (1)→ ( ②ア~ウ ②エ ③ ④ ⑤ア ⑤イ )

・→有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)

(1)地方公共団体 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

(2)地方公共団体以外の者 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

\*\*\*\*\* 承認条件としての納付金 「有」 \*\*\*\*\*

地方公共団体

第3の1 (2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

地方公共団体以外の者

第3の2 (2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

地方公共団体、地方公共団体以外の者

第4の2 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等

国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。